										希望標識 *一度選択する		オリジナル 来ません。	ノ [] 通「 ————	常		
軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)			申 告 の 理 由 新 規 変 更 ☑ 購入 ☐ 所有者 ☐ 譲受け ☐ 使用者		種 原動機付自転車 ✓ 第一種 一般原付 (50∞又は定格出力0.6kW以下)			別 小型特殊自動車 農耕作業用 マの他		標識番号	号 堺市					
4	令和	年 月 日 堺 市 長		住所	第一種 (定格出力) 第二種	以下かつ最高 特定原付 10.6kW以下))	納税義 税 義 税 発生年月日		年	月	8		
1 1	_	おり申告(報告)及び申請します。	()	第二種 (125cc) ミニカー	甲 スは定格出力・	1.0kW以下)			旧標識番		7-11-7				
納所	住 所 又は 所在地	環市 北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1				主たる定置場 1 左記所有者の住所又は所在地と ※() 内は旧主たる定置場 所在の市町村名を記入 2.					:同じ (その他 ())		
	(フリガナ) 氏 名 と 名 称	堺 市 太	郎	車 名 型式及び ホンダ、スズキ、ヤマハ等 車 台 番 号 型式認定					型 年式	Files	原動機の気量又は		ר			
報告使	生年月日 住 所 又は 所在地	▼所有者と同じ	072-231-	9741	AB 長さ、特定原付のみ	1 2−3 → 190m以下)	3 4 5 6 7 幅(特定原付d	のみ 60am以下)		寺定原付のみ 20km/h以下)		5() かつ最高出力4kWl	C C kW		
務者者	の氏又名生年住又はからのは	昭・平・令 年 月 日 電話番号			販 譲	上記 原動機 (M)第一 (D)第一 (D)第二 (D)第二 (D)第二	 	f(定格出力0.6 又は定格出力	かつ最高出 kW以下) O.8kW以T	3カ4.0kW以下) F)				kW		
出者	所でいたというのでは、大田の大田のでは、日本ので	♥所有者と同じ	み記入してくた	ださい。	明書	□小型特	研自動車 は譲渡したこと 近在地 坊 名称 [を証明します 界市〇区〇(3004年) 304年) 304年)	○町1丁 ター販売		年	月	E	B		
		, I			Š	多付印		有者宛名都 用者宛名都 入力済印		堺市使用村	東東					

					希望標識 ✓ オリジナル ☐ 通常 *一度選択すると変更出来ません。					
原動機付自転車 登録申告済証 小型特殊自動車	申 告 の 理 由 新 規 変 更 ☑ 購入 ☐ 所有者 ☐ 譲受け ☐ 使用者	種原動機付自転 原動機付自転 第一種一般原付 (500c又は定格出力0.6		型特殊自動車 農耕作業用 その他	標識番号	堺市				
	転入 住所 一 を	第一種 一般原付 (125cc以下かつ最高出 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) 第二種 乙	出力4.0kW以下) () (Silver	再交付理由					
大切に保管してください	()	(90cc又は定格出力0.8 第二種 甲 (125cc又は定格出力1.			旧標識番号					
住所以は、スは、ストルー・				所有権留保 3.度		車 5.その他()				
納	1丁3番地1	主たる定置場 *() 内は旧主たる定置場 所在の市町村名を記入 2.			()					
19	ロウ	車	名	型式	及び年式	原動機の型式				
^曹	郎	ホンダ、スズキ、ヤマハ等		等 年						
- A 称 A 和 A 和 A 和 A 和 A 和 A 和 A 和 A 和 A 和				型式	認定番号	総排気量又は定格出力				
報 住所 対所有者と同じ		AB12-3456789			1	50 * cc kw				
使また地		長さ(特定原付のみ 190cm以下)	幅(特定原付のみ 60	0㎝以下) 最高速度(症原付のみ 20km/h以下) 最	高出力 (一般原付125cc以下かつ最高出力4kW以下のみ)				
所在地		cm		cm	km/h	kW				
括 者 者 大 大 大 大 は 名 称										
注意事項 1.この申告済証は、廃車、譲渡、住所変更等のときに必要となりますので、大切に保管してください。 2.標識は大切に取り扱ってください。失ったり、壊したりすると弁償金がかかります。 3.標識を取り付けずに運転すると、罰則が適用されます。										